

# 保険税水準の統一について「普通交付金」～概要～

資料3-1

## 概要

現在：各市町村で要した療養の給付等に要する費用について全額を普通交付金で交付



準統一後：各市町村で要した療養の給付等に要する費用のほか保健事業の区分「ア」、出産育児一時金、及び葬祭諸費についても、全額を普通交付金によって交付

## 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）一部抜粋

- 特定健康診査を始めとする保健事業に要する費用
  - ・ 負担と給付の公平を図る観点から、地域の健康課題を踏まえ、全市町村で同一水準の被保険者サービスの提供を目指します。
  - ・ 各事業を次の区分に分類した上で財源を確保し、市町村において事業を実施することとします。
    - ア 全市町村で共通して実施する事業  
納付金算定に反映し、普通交付金の交付対象とします。
- 出産育児諸費  
出産育児一時金における法定給付分は県単位で納付金算定に反映し、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付対象とします。
- 葬祭諸費  
現在、全市町村で給付額が同じであることから、県単位で納付金算定に反映し、保険給付費等交付金（普通交付金）の交付対象とします。

# 保険税水準の統一について「普通交付金」～準統一後の取り扱い案①～

## 準統一後の取り扱い案

### 【出産育児一時金】

＜直接支払制度＞

- 市町村と国保連合会による請求事務の取扱いは現行と変更せず、市町村が国保連合会へ支払いを行った後、その支給額を、県に対して普通交付金（現金給付分）として請求し、県が交付を行う。

＜償還払い制度、受取代理制度＞

- 市町村が対象の被保険者に支給した金額（見込みも含む）を県に対して普通交付金（現金給付分）として請求し、県が交付を行う。

※出産育児一時金が保険適用となるしくみに変更される場合は、現物給付分として交付を行う。

### 【葬祭諸費】

- 市町村が対象の被保険者（喪主・葬祭執行人）に支給した金額（見込みも含む）を県に対して普通交付金（現金給付分）として請求し、県が交付を行う。

### 【保健事業（区分ア）】

- 保健事業の区分「ア」の実施分を、市町村が県に対して普通交付金（現金給付分）として請求し、県が交付を行う。

※ 令和N（当該年度）年4月請求（現物、現金）分から令和（N+1）年3月請求（現物①②、現金）分までの年間請求額の合計を事業実績額とする取扱いは現行と変更せず、3月現金給付分の請求に含められなかった費用については、翌年度の予算（令和（N+1）年4月請求分）で交付を行う。

# 保険税水準の統一について「普通交付金」～準統一後の取り扱い案②～

## 準統一後の取り扱い案

### 【疎明資料について】

- 出産育児一時金、葬祭諸費、保健事業の区分「ア」に要した費用の現金給付分の請求時の疎明資料について、現行の請求時には疎明資料を求めていないこと、また、市町村による事務処理負担軽減の観点から、現金給付分請求時における疎明資料の提出は不要とする取り扱いを想定しておりますが、「埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱：第11条」より県から市町村に対して、事業の遂行状況に関し、報告を求める際には疎明資料の提出が必要となりますので、帳簿等の管理は適切に実施してください。

### 【請求・交付スケジュールについて】

- 請求・交付スケジュールは、現行の流れと同様に進めることを想定しています。今回新たに加える出産育児一時金、葬祭諸費、保健事業の区分「ア」に係る部分についても、毎月の現金給付分の請求において、給付決定見込額による「概算額」として県に対して請求することも可能とします。
- 前月分の請求が「概算額」であった場合は、現行の取扱いと同様に、請求内訳書の項目の前月分精算額の「概算交付済額」と「所要額」欄にそれぞれ金額を記載し、精算することを想定しています。